

メディア・リテラシー推進に向けた FCT 提言 - 市民のコミュニケーションする権利の実現をめざして -

2002. 2.

私たち FCT 市民のメディア・フォーラムは、この4半世紀にわたり、市民の立場からメディア問題について分析調査し、それに基づいて社会的に発言してきた。1998年には「テレビに関する市民の権利憲章」を起草し「言論・表現の自由は市民一人一人に等しく保障される基本的権利である」(第1条)という原則を確認し、今日のメディア社会においてその権利を実現するために「メディア・リテラシーの権利」(第5条)を宣言している。FCTは、この憲章を基本理念として、メディア・リテラシーの理論と実践の統合をめざしつつ、その活動に取り組んできた。

最近になって、行政やメディアも漸くメディア・リテラシーに注目し始めた。しかし、政府による男女共同参画計画や「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」(2001. 10)では、「有害メディア」の取締りを志向しながら「メディア・リテラシー教育の推進」が提唱されている。行政によるこうした動きの根底には、メディア規制の一端を市民に担わせるための方法としてメディア・リテラシーを位置づけようとする戦略的な発想があるのではと懸念される。

一方、NHKと民放連は、旧郵政省も参加した「青少年と放送に関する専門家会合」でメディア・リテラシーの向上を掲げたが(1999)、その具体的な番組制作では「送り手の意図を理解するのがメディア・リテラシーである」というきわめて自己に都合のよいメディア・リテラシー観を示している。

こうしてみると、行政、メディアのいずれでも、メディア社会において市民としての主体性の確立をその目的とするメディア・リテラシーの理念とはかけ離れた取り組みが志向されていると言わざるを得ない。

メディアは、いま、「青少年有害社会環境対策基本法案」「個人情報保護法案」「人権擁護法案」に強く反発しているが、その議論は依然として「メディア規制 vs. 表現の自由」という二項対立にとらわれている。メディアは、自らの論理と行動を真剣かつ真摯に律することのない限り、政権政党や政府による「規制」を批判しても市民の共感を得られないことを、未だに自覚できていない。

いま必要なことは、市民のコミュニケーションする権利の実現をめざすメディア・リテラシーの重要性を改めて確認し、その推進に向けて市民、行政、メディアがそれぞれ実行すべきことを実行することである。メディアがなすべきことは、真に子どもや若い人たちに必要な番組とは何かを考え、それを番組基準に反映させること、また、十分な人材と資金を投入して良質の番組を制作し放送することである。一方、行政に求められているのは、市民主体のメディア・リテラシーの取り組みを支援する制度的仕組みを構築するための政策を立案し、実施することである。

そして市民は、安易に行政やメディアに頼るのでなく、市民こそがメディア・リテラシーの取り組みにおいて中心的な担い手であるという自覚を持ち、積極的かつ主体的にメディア・リテラシーを推進していく必要がある。この市民主体の取り組みでは、自らの基本的な権利である表現の自由をめぐる議論に積極的に参加することが求められる。市民を中心として、二項対立を超える新しい思想を創造するための議論を、いま、始めなければならない。

— 『fctGAZETTE』 No. 76(2002年3月)掲載 —